

資 料

○美濃加茂市環境基本条例

平成 12 年 12 月 26 日
条例第 34 号

私たちのまち美濃加茂市は、中山道の宿場町として栄えた歴史と伝統を有しています。また、緑豊かな大地と清流木曾川に代表される豊かな水に恵まれた自然環境の中で、岐阜県における交通の要衝として、着実に発展してきました。

しかし、近年、社会経済の飛躍的な発展と物質的な豊かさを求める生活様式が、大気汚染、水質汚濁や緑の減少など様々な形で、私たちの身近な自然環境に影響を及ぼしています。

もとより、すべての市民は、良好な環境の下に健康で安全な生活を営む権利を有するとともに、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐ責任と義務を有しています。

私たち市民は、身近な環境をはじめ多様な生態系や地球環境の保全の意義を強く認識し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会の実現を目指して、地域から行動を起こし、豊かで快適な環境の保全と創出に積極的に取り組んでいかなければなりません。

ここに、すべての市民の参加と協働により、水と緑に囲まれた潤いのある環境を守り、そして健全な社会を創り出し、将来の世代まで引き継ぐため、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、豊かで快適な環境の保全と創出についての基本的な考え方を定め、市民、事業者と市の責任と義務を明らかにするとともに、豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策の基本的な事項を定めることによって、現在と将来の世代の市民が環境と共生しながら健康で文化的な生活を営むことができるようにすることを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例において「豊かで快適な環境」とは、きれいな大気と水、多様な自然、歴史的又は文化的遺産に恵まれた文化、良好な景観などをいい、市民が住みよさと心の豊かさを感じることができる環境をいいます。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動によって環境に加えられる影響であって、環境を保全するうえで支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

3 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化やオゾン層の破壊の進行、大気・海洋の汚染、野生生物の種の減少、放射性物質や化学物質による汚染、それ以外の地球規模の環境に影響を及ぼす事態に対する環境保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいいます。

4 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動やそれ以外の人の活動に伴って発生する相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭などによって、人の健康と生活環境（人の生活に密接に関係のある財産や動植物、またその生育環境を含みます。）に関する被害が生じることをいいます。

(基本的な考え方)

第 3 条 豊かで快適な環境は、積極的に保全し、創出する働きかけを行わないと失われやすいものであるという認識に立って、その保全と創出の活動が行われなければなりません。

2 豊かで快適な環境の保全と創出は、人と自然とが共に生きる社会において、市民の良好な環境を享受する権利を守り、将来の世代へ引き継いでいくことを目的に行われなければなりません。

3 豊かで快適な環境の保全と創出は、すべての者が自主的に、しかも積極的に取り組むことによって行われなければなりません。

4 地球環境の保全是、すべての事業活動と日常生活において積極的に推進されなければなりません。

(市民の責任と義務)

第4条 市民は、その日常生活の中で、豊かで快適な環境の保全と創出に積極的に努めるとともに、環境への負荷を少なくするよう努めなければなりません。

2 市民は、その日常生活から排出される廃棄物の減量と分別、生活排水の改善に努めるとともに、省エネルギーとリサイクルを推進することなどにより、資源が有効に利用されるように努めなければなりません。

3 前2項に定めるもの以外に、市民には、市が実施する豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策に協力する責任と義務があります。

(事業者の責任と義務)

第5条 事業者には、事業活動を行うときには、公害を発生させないようにするとともに、環境を適正に保全するため、自らの負担において必要な措置をとる責任と義務があります。

2 事業者は、事業活動に関する製品、原材料、それ以外のものを使用したり、廃棄したりすることによる環境への負荷を少なくするよう努めるとともに、省エネルギーとリサイクルを推進することなどにより、資源が有効に利用されるように努めなければなりません。

3 事業者は、事業活動を行うことによって公害を発生させたり、環境を破壊したりしたときは、自らの責任と負担においてこれを補償したり、原状に回復したりしなければなりません。

4 前3項に定めるもの以外に、事業者には、その事業活動を行うときは、環境の保全と創出に自ら努めるとともに、市が実施する豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策に協力する責任と義務があります。

(市の責任と義務)

第6条 市には、豊かで快適な環境の保全と創出を実現するため、次に掲げる事項についての施策を総合的に、しかも計画的に推進する責任と義務があります。

(1) 公害の防止、廃棄物の削減・再利用と適正処分、省資源と省エネルギー、歴史的文化的資産の保存、景観の保全、快適な居住環境の整備など生活環境に関すること。

(2) 森林の保全と活用、河川・湿地など水辺環境の保全、緑化の推進、野生動植物の生態とその多様性に配慮した自然保護など自然環境に関すること。

(3) 地球温暖化の防止、酸性雨の防止、オゾン層の保護など地球環境に関すること。

2 市は、市の施策を策定したり、実施したりするときは、この条例の基本的な考え方に従って、豊かで快適な環境の保全と創出に積極的に取り組まなければなりません。

(環境基本計画)

第7条 市長は、豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策を、総合的に、しかも計画的に推進するため、美濃加茂市環境基本計画（以下は「環境基本計画」といいます。）を定めます。

2 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ市民の意見を反映するために必要な措置をとるとともに、美濃加茂市環境審議会（第15条第1項を除いて、以下は「審議会」といいます。）の意見を聴かなければなりません。

3 市長は、環境基本計画を定めたときは、できる限り速く、これを公表しなければなりません。

(環境基本計画との整合)

第8条 市は、環境に影響を与えると認められる施策を策定したり、実施したりするときは、環境基本計画との整合を図ります。

(環境教育などの推進)

第9条 市は、市民が豊かで快適な環境の保全と創出についての理解を深めるために、それぞれの年齢に応じて適切な環境教育が受けられるよう必要な措置をとるとともに、市民や事業者が、これらについての学習活動を自発的に行うことができるような措置をとります。

(市民活動などの支援)

第10条 市は、市民、事業者、市民や事業者が構成する団体が行う、豊かで快適な環境の保全と創出のための自発的な活動に対し、積極的に支援します。

(市民の参加)

第11条 市は、豊かで快適な環境の保全と創出のための施策を推進するため、市民の参加その

他必要な措置をとります。

(環境情報の提供)

第12条 市は、豊かで快適な環境の保全と創出に役立つよう、環境の状況やそれ以外の環境の保全と創出に関する情報を、適切に提供するよう努めます。

(年次報告)

第13条 市長は、市の環境の現況や、豊かで快適な環境の保全と創出に関して行った施策などについて年次報告を作成し、これを公表します。

(広域的連携)

第14条 市は、地球環境の保全について広域的な取組を必要とする施策は、国、他の地方公共団体、民間団体などと協力して推進します。

(審議会)

第15条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定によって、美濃加茂市環境審議会を設置します。

2 審議会は、市長の相談に応じ、次の事項を調査、審議し、意見を述べます。

- (1) 豊かで快適な環境の保全と創出に関する基本的事項や重要事項
- (2) 環境基本計画を定めるときと変更するときの意見に関する事項
- (3) その他豊かで快適な環境の保全と創出に関して市長から意見を求められた事項

3 審議会は、環境行政に関する重要事項について必要があると認めるときは、市長やそれ以外の関係機関に意見を述べることができます。

(組織)

第16条 審議会は、15人以内の委員で組織します。

2 委員は、生活、自然、社会や地球環境問題について知識や意見を持っている者の中から、市長が委嘱します。

3 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。ただし、再任を禁止するものではありません。

4 審議会に、会長と副会長を1人ずつ置き、委員が互選します。

5 会長は、審議会をまとめ、会議の議長となります。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に病気、それ以外の支障があるときや会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行します。

○環境審議会委員

氏名	所属	分野
○ 森杉 雅史	名城大学都市情報学部教授	学識経験者
安藤 英之	岐阜県可茂県事務所環境課長	行政
◎ 渡邊 須美樹	NPO法人みのかもグリーンネット 代表理事	環境団体
渡邊 功	まちを美しくする運動推進会議 副会長	自治連合会
安藤 志郎	美濃加茂自然史研究会 事務局長	市民団体
長谷川 年佳	めぐみの農業協同組合 みのかも地域本部長	農業関係者
大矢 碩郎	可茂森林組合美濃加茂市 代表理事	林業関係者
佐合 隆治	美濃加茂商工会議所 副会頭	商工関係
小鍛冶 嘉徳	(株)ヤマザキマザック美濃加茂製作所	企業
渡邊 英二	ユニー(株)アピタ美濃加茂店長	企業
杉原 渡	中部電力(株)加茂営業所総務グループ課長	企業
山本 順子	美濃加茂商工会議所 女性会	商工関係
山本 詔一郎	市民代表	公募
新井 智真	市民代表	公募
上野 晶子	市民代表	公募

◎会長 ○副会長

○諮問及び答申

発環第20号

平成27年5月20日

美濃加茂市環境審議会会長 様

美濃加茂市長 藤井 浩人

第2次みのかも環境まちづくりプラン（環境基本計画）の中間見直しについて（諮問）
美濃加茂市環境基本条例第7条の規定に基づき、次に掲げる事項について理由を添えて諮問いたします。

1 諮問事項

- (1) 環境まちづくりプラン重点プロジェクト事業の見直し
- (2) 重点プロジェクト事業の成果指標の見直し

2 諮問理由

本市では、美濃加茂市環境基本条例（平成12年美濃加茂市条例第34号）に基づき、平成22年3月に環境基本計画である「第2次みのかも環境まちづくりプラン」を策定しております。この基本計画では、平成31年度を目標年度として「自然を友とし 環境を育み 未来に引き継ぐまち みのかも」を将来イメージに設定し、市民や企業と協働で進める環境事業を推進してまいりました。

一方、平成27年3月には上位計画である「第5次総合計画後期基本計画」が策定され「自然環境の保全」、「循環型社会の形成」、「温暖化防止、クールタウンの構築」の3つの方向と新たな成果指標が示されたところです。また、国の動向として「生物多様性国家戦略2012-2020」、「第3次循環型社会形成推進基本計画」等が策定され、自然環境保全や社会情勢の変化に柔軟に対応する必要があります。

これらの動向や地球環境変化に的確に対応するため「第2次みのかも環境まちづくりプラン」の将来イメージの実現を継承しつつ、重点プロジェクト事業及び成果指標の見直しを行う必要があります。平成28年度から平成31年度までの後期計画をスタートするため、本年度におきまして、次の事項について御審議をお願いいたします。

《審議事項1》環境まちづくりプラン重点プロジェクト事業の見直し

本計画では市民、事業者、市がそれぞれ相互に連携・協力し協働体制を形成して計画を推進していく必要があることから、計画の主体は、市民・事業者・市としています。計画を実現するために具体的に取組む重点プロジェクト事業を次のとおり設定しております。

<自然環境の保全 分野>

- ①有機菜園プロジェクト
- ②緑の手入れプロジェクト
- ③きれいな川づくりプロジェクト

<循環型社会の形成 分野>

- ①家庭生ごみ減量プロジェクト
- ②ごみ抑制プロジェクト
- ③エコハウス（環境学習施設）プロジェクト

<地球温暖化防止・クールタウンの構築 分野>

- ①緑のカーテンプロジェクト
- ②省エネ（環境家計簿）プロジェクト

しかしながら、平成22年度～平成26年度までの5年間の取組み実績では、計画どおりに取組みができていない事業や十分に成果が得られていない重点プロジェクト事業があります。また、市民と企業との協働による推進体制に問題がある重点プロジェクトや役割を終える重点プロジェクトがあると考えます。

このため、平成27年3月に策定された「第5次総合計画後期基本計画」との整合を図り、国際動向、国・県の取組み、昨今の社会情勢の変化等に対応するため、現基本計画の重点プロジェクト事業を検証した上で、これらの見直しについて御審議をお願いいたします。

《審議内容2》重点プロジェクト事業の成果指標の見直し

環境まちづくりプラン重点プロジェクト事業の見直しと合わせて、現計画の8つの重点プロジェクトについては、市民・事業者と協働により推進をすることとしていますが、重点プロジェクトの各成果指標が相応しいものであるか、あるいは新たな成果指標の設定について御審議をお願いいたします。

美環審第1号
平成28年2月1日

美濃加茂市長 藤井 浩人 様

美濃加茂市環境審議会
会長 渡邊 須美樹

第2次みのかも環境まちづくりプラン（環境基本計画）の中間見直しについて（答申）

平成27年5月20日付け発環第20号で諮問のあったこのことについては、本審議会において審議しました結果、重点プロジェクト事業及び成果指標の中間見直しについて、別紙のとおり取りまとめたので、下記の事項を付して答申します。

記

第2次みのかも環境まちづくりプラン（以下「環境まちづくりプラン」という。）については、平成22年度から8つのプロジェクト事業を特に推進すべき事業に設定し、市民、事業者・市の協働により進められてきました。しかしながら、個々の重点プロジェクト事業を検証した結果、取組が十分ではない事業や活動が停滞し、継続が困難となっている事業がありました。

今回の中間見直しに当たっては、本誌の自然環境を守るための具体的事業について検討するため、市民や事業者のプロジェクト参加者の意見を聴取し、重点プロジェクト事業及び目標とする成果指標について論議を行い、取りまとめました。環境まちづくりプランの将来環境像である『自然を友とし 環境を育み 未来に引き継ぐまち みのかも』の実現をめざし、環境基本条例及び第5次総合計画の基本施策である「自然環境の保全分野」、「循環型社会の形成分野」、「温暖化防止・クールタウンの構築分野」、「環境教育等共通分野」の4つの対象分野において着実に後期計画を実行していくために、8つの重点プロジェクト事業を見直し、4つの重点プロジェクト事業及び成果指標を設定しましたので、次のことに留意の上、事業を推進していただくよう提言します。

- 1 計画の実行に当たっては、市民、事業者と連携・協働して取組を進め、市民、事業者の意見が反映されるよう配慮すること。
- 2 重点プロジェクト事業の推進に当たっては、進行状況を確認し、必要に応じて実施計画の見直しを行い、着実に実行すること。
- 3 計画の実現のために、チェック機能としての環境審議会の役割を重視すること。
- 4 計画の事業内容や進行状況について、広報紙、ホームページ等を積極的に活用し、市民に情報を公開すること。

○策定の経過

期 日	会 議	内 容
平成27年5月20日	第1回環境審議会	諮問・策定方針
平成27年7月8日	第1回重点プロジェクト全体会議	プロジェクト見直し
平成27年7月22日	第2回重点プロジェクト全体会議	プロジェクト見直し
平成27年8月11日	庁内関係課ヒアリング	具体的取組ヒアリング
平成27年8月20日	第1回重点プロジェクト代表者会議	プロジェクト骨子案
平成27年9月24日	第2回環境審議会	骨子案審議・答申案作成
平成28年1月21日	第3回環境審議会	答申決定
平成28年2月1日	答申	
平成28年2月24日	パブリックコメント受付期間終了	